合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)　自動車車庫等の部分　5分の1

(2)　備蓄倉庫の部分　50分の1

(3)　蓄電池の設置部分　50分の1

(4)　自家発電設備の設置部分　100分の1

(5)　貯水槽の設置部分　100分の1

(6)　宅配ボックスの設置部分　100分の1

⑰　6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑱　ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4．第三面関係

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

③　1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

④　2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤　5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑥　ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

⑦　建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。